

大阪府における新たな幼保連携型認定こども園の設備運営基準について(たたき案)

※ 国基準は現段階での案であり、国の子ども・子育て会議における公定価格の議論の結果を踏まえた変更等があるため、それに合わせ、大阪府の案についても変更する可能性があります。

検討項目	たたき案		新制度基準		現行基準		
	新たな認定こども園認可・認定基準 (大阪府認定こども園条例改正)		幼保連携型認定こども園認可基準 (国基準案)		認定こども園認定基準 (大阪府認定こども園条例)	保育所認可基準 (大阪府児童福祉施設設備運営基準条例)	幼稚園認可基準 (文部省幼稚園設置基準)
1 1学級の幼児数	幼保連携型 35人以下(知事が認める場合は35人以下も可)、(4・5歳)35人以下	従うべき基準	35人以下	(3歳)25人以下(知事が認める場合は35人以下も可)、(4・5歳)35人以下	—	(3歳)25人以下、(4・5歳)35人以下 (大阪府審査基準)	
2 職員(必置)	幼保連携型 園長、保育教諭等、調理員	従うべき基準	園長、保育教諭等、調理員 (学校医、学校歯科医、学校薬剤師は学校保健安全法により必置)	認定こども園の長 (3歳未満)保育士 (3歳以上)幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有	保育士、嘱託医、調理員	園長、教諭等	
3 職員(努力義務)	幼保連携型 副園長/教頭、養護教諭等、事務職員	参酌基準	副園長/教頭、養護教諭等、事務職員	—	—	養護教諭等、事務職員、(園長が専任でない場合)副園長/教頭等	
4 職員配置	幼保連携型 (0歳)3:1、(1・2歳)6:1、(3歳)20:1、(4・5歳)30:1	従うべき基準	(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、(3歳)20:1、(4・5歳)30:1	(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、短時間(3歳)25:1、(4・5歳)35:1、長時間(3歳)20:1、(4・5歳)30:1	(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、(3歳)20:1、(4・5歳)30:1	—	
5 園舎・園庭の同一敷地への設置	幼保連携型 原則同一敷地(例外なし)	従うべき基準	原則同一敷地(例外なし)	原則同一敷地(例外あり)	代替地でも可 (国通知)	原則同一敷地(例外なし)	
6 園舎の階数	幼保連携型 2階建て以下を原則 (2階建て以上は耐火建築物)	従うべき基準	2階建て以下を原則 (2階建て以上は耐火建築物)	—	2階以上も可 (2階建ては耐火建築物又は準耐火建築物、3階建て以上は耐火建築物)	2階建て以下を原則 (2階建ては耐火建築物)	
7 園舎の面積	幼保連携型 (1学級)180 (2学級以上)320+100×(学級数-2)	従うべき基準	(1学級)180 (2学級以上)320+100×(学級数-2)	(1学級)180 (2学級以上)320+100×(学級数-2)	—	(1学級)180 (2学級以上)320+100×(学級数-2)	
8 園庭の面積	幼保連携型 (2学級以下)330+30×(学級数-1) (3学級以上)400+80×(学級数-3) 幼児(2歳以上)1人につき3.3	従うべき基準	(2学級以下)330+30×(学級数-1) (3学級以上)400+80×(学級数-3) 2歳以上1人につき3.3	(2学級以下)330+30×(学級数-1) (3学級以上)400+80×(学級数-3) 2歳以上1人につき3.3	2歳以上1人につき3.3	(2学級以下)330+30×(学級数-1) (3学級以上)400+80×(学級数-3)	

大阪府における新たな幼保連携型認定こども園の設備運営基準について(たたき案)

※ 国基準は現段階での案であり、国の子ども・子育て会議における公定価格の議論の結果を踏まえた変更等があるため、それに合わせ、大阪府の案についても変更する可能性があります。

検討項目	たたき案		新制度基準		現行基準		
	新たな認定こども園認可・認定基準 (大阪府認定こども園条例改正)		幼保連携型認定こども園認可基準 (国基準案)		認定こども園認定基準 (大阪府認定こども園条例)	保育所認可基準 (大阪府児童福祉施設設備運営基準条例)	幼稚園認可基準 (文部省幼稚園設置基準)
9 施設・設備(必置)	幼保連携型	園舎、園庭、職員室／保健室、保育室／遊戯室、(乳児室／ほふく室)、調理室、便所、飲料水用等設備	従うべき基準	園舎、園庭、職員室／保健室、保育室／遊戯室、(乳児室／ほふく室)、調理室、便所、飲料水用設備等	保育室／遊戯室、(乳児室／ほふく室)、屋外遊戯場、調理室	保育室／遊戯室、(乳児室／ほふく室)、(医務室)、屋外遊戯場、調理室、便所	園舎、運動場、職員室／保健室、保育室／遊戯室、便所、飲料水用設備等
	それ以外	保育室／遊戯室、(乳児室／ほふく室)、屋外遊戯場、調理室、(医務室)、便所					
10 保育室等の面積	幼保連携型	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡	従うべき基準	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡	(保育室)53㎡以上、3歳児41㎡以上 (遊戯室)100㎡ (大阪府審査基準)
	それ以外	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡					
11 施設・設備(努力義務)	幼保連携型	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室	参酌基準	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室	—	—	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室
	それ以外	—					
12 教育時間	幼保連携型	年39週以上、1日4時間	従うべき基準	年39週以上、1日4時間	—	—	年39週以上、1日4時間 (幼稚園教育要領)
	それ以外	—					
13 保育時間	幼保連携型	1日8時間	参酌基準	1日8時間	1日8時間	1日8時間	—
	それ以外	1日8時間					
14 食事の提供	幼保連携型	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)	従うべき基準	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)	—
	それ以外	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)					